

福 介 護 第 1 8 4 5 号  
2 0 2 4 年（令和 6 年）3 月 1 日

指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	管理者	様
指定地域密着型通所介護事業所	管理者	様
指定認知症対応型通所介護事業所	管理者	様
指定小規模多機能型居宅介護事業所	管理者	様
指定看護小規模多機能型居宅介護事業所	管理者	様
指定認知症対応型共同生活介護事業所	管理者	様
指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所	管理者	様

福 山 市 長  
(保健福祉局長寿社会応援部介護保険課)

#### 介護・医療連携推進会議及び運営推進会議の取扱いについて（通知）

平素より、本市保健福祉行政の推進に御理解と御協力をいただき、感謝申し上げます。

現在、本市における介護・医療連携推進会議及び運営推進会議（以下「運営推進会議等」という。）の取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症に伴う運営推進会議等の取扱いについて（通知）」（2020年（令和2年）2月28日付 福介護第563号）及び「新型コロナウイルスの感染防止に向けた認知症対応型共同生活事業所における運営推進会議を活用した評価の取扱いについて（通知）」（2022年（令和4年）3月3日付 福介護第595号）においてお示ししたとおり臨時的な取扱いとしておりましたが、昨今の情勢及び「新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置づけの変更に伴う人員基準等に関する臨時的な取扱いについて」（2023年（令和5年）5月1日付厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名事務連絡）の内容を鑑み、**2024年（令和6年）3月末をもって臨時的な取扱いを終了**とします。各サービス種別において定められている開催頻度に応じて適切に運営推進会議等を開催していただきますようお願いいたします。

このことに伴い、市職員の出務に関しても順次再開していきます。出務依頼等に関しては、別紙「運営推進会議等に係る出務依頼書の提出等について」を参照してください。

また、運営推進会議等に市の職員が出席した場合には開催後の会議録の提出を求めておりましたが、今後は提出不要とします。各事業所で会議録を作成し、受付に設置するなどの方法で公表してください。なお、認知症対応型共同生活介護事業所の「広島県地域密着型サービス外部評価実施回数の特例」の要件の1つに、「運営推進会議が過去1年間に6回以上開催されること」がありますが、特例申請の際には会議録の提出が必須となっておりますのでご注意ください。

（問い合わせ先）

福山市保健福祉局長寿社会応援部  
介護保険課事業者指導担当  
TEL : (084) 928 - 1232